



北部、仙奈、あゆみの家の統廃合具体化に係る審議会創設の請願

平成31年2月22日

岩倉市議会議長
黒川武 様

請願者

住所 岩倉市 [REDACTED]

氏名 甲山 海緒 [REDACTED]

紹介議員 岩倉市議会議員

木村 夏樹

堀 巍

柳谷 規子

【請願趣旨】

北部、仙奈、あゆみの統廃合について、北部保育園の一部保護者と執行機関の面談で、「購入する土地が決まった段階で、保護者からの意見を聴く」という話だったと確認しました。

保育園の建設には、土地の選定から、市民や専門家が加わり検証することが重要だと考えます。土地の広さや立地、交通量はもちろん、保育の規模、どういった機能を持った園舎にするか。障がい児保育について、どのような配慮が必要か。利用者だけでなく、保育の専門家、障がい児保育の実践者などの意見を十分に聴き、反映していく必要があります。

公立保育園適正配置方針に係る懇話会は、公立7園に対し市民4名の参加で、市民の数が不十分であった上、決定にあたっての手続きも問題があったため、決して「市民本位の市政運営」だったとは言えません。また、執行機関は繰り返し「保育園父母の会から十分に意見を聴いた」と言っていますが、通園中の保護者から統廃合園について十分に説明されたという声はありません。

私たちが求めている「広く意見を聴いてほしい」というのは、現在通園中の保護者に限ったものではありません。統廃合園が具体化する頃に、子どもや孫を通わせる事になるであろう、幅広い世代から意見を聴く必要があります。保育園父母の会に説明したから、説明責任を果たしているとは全く言えません。また、公立保育園は通園中の保護者のものではなく、市民全体で関わっていく施設です。

執行機関の説明では、今回の公立保育園適正配置方針は、あくまで方向性を決めただけだと、私たちは理解しています。今後、計画を具体化していく上で、建て替えも視野に入れ、本当に統廃合が最善の選択なのかというところから、しっかりと予算も含め検証し、進めていただきたいです。

市民参加条例第6条、岩倉市自治基本条例第10条、第15条のもと、このような説得行政が続けられることのないよう、市民の声が十分に反映される審議会を、執行機関または議会に創設することを求めます。

【請願事項】

北部、仙奈、あゆみの家の統廃合を具体化していく上で、土地選定の前に、保育の専門家、障がい児保育の実践者、公立保育園の保育士、通園中の保護者に限定しない幅広い世代・性別の市民を多く含んだ、多様な代表者で構成した「市民本位」の審議会を執行機関または議会に創設することを求めます。